

藤岡市太陽光発電設備設置事業指導要綱を制定します。

令和元年 9 月 1 日施行



市内全域において、1,000㎡以上の土地に太陽光発電設備及びその附帯設備を設置する場合には、地区住民等への説明会后、市への事前届出が必要になります。

ただし、建築物の屋根や屋上で行う事業、設置区域において主に自家用に供するために行う事業、公共団体が公益に供するために行う事業は除きます。

太陽光発電は再生可能エネルギーとして脚光を浴び新たな電源として、また、遊休地の有効活用による地域活性化につながるものとして期待される一方、工事などをめぐり、住民から苦情や要望が出ていることも事実です。事例としては「事前説明がなく、どこの会社が工事を行っているかわからず不安」、「反射光や反射熱が気になる」、「太陽光パネルが境界のギリギリのところまで設置されてしまった」、「資源エネルギー庁が作成した事業計画策定ガイドラインに違反している可能性があるので、市で対応してほしい」などが挙げられます。

今後とも、太陽光発電設備設置事業においては関係法令の遵守はもちろんですが、こうした問題に対応しながら適正な事業を施行していただき、災害防止とともに良好な自然環境及び生活環境の保全に努め、もって自然と調和した地域社会の発展及び住民福祉の向上に資することをお願いいたします。

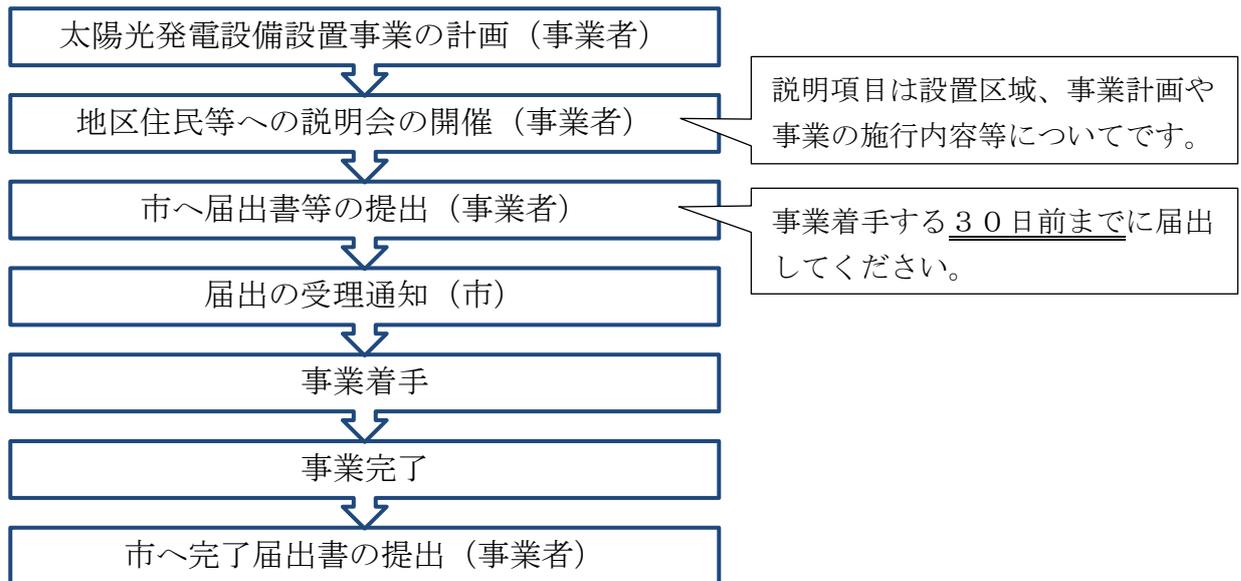
事業者の責務

- ①事業者は、関係法令を遵守し、設置区域及びその周辺の地域の自然環境及び生活環境に十分に配慮し、事故、公害や災害などの防止に努めるとともに、地区住民等との良好な関係を保つよう努めるものとします。
- ②事業者は、発電設備設置事業の実施に伴い事故などが発生したときや地区住民等と紛争が生じたときは、事業者の責任において誠意をもってこれを解決し、再発防止のための措置を講ずるよう努めるものとします。
- ③事業者は、太陽光発電設備を廃止したときは、事業者の責任により周辺地域及び地区住民等に配慮して、太陽光発電設備の撤去その他適正な処理を行うよう努めるものとします。

手続きの流れや届出書類などは裏面をご覧ください。

提出窓口・問い合わせ先 藤岡市都市建設部都市計画課計画係
〒375-8601 群馬県藤岡市中栗須327番地
TEL: 0274-40-2824 (直通)

手続きの流れ



届出書類

太陽光発電設備設置事業届出書（様式第1号）に關係図書を添付し、提出してください（本書1部、写し1部）。

關係図書とは

- ①事業者を証明する書類（法人の場合は登記事項証明書又は履歷事項全部証明書、個人の場合は住民票抄本）
- ②太陽光発電設備設置事業に係る説明会等実施報告書（様式第2号）
- ③位置図
- ④公図の写し（設置区域及びその隣接地の地番、地積、所有者の住所氏名等を記入すること。）
- ⑤土地利用計画図（縮尺500分の1以上）
- ⑥土地造成計画平面図（縮尺500分の1以上）
- ⑦土地造成計画断面図（縮尺500分の1以上）
- ⑧排水計画平面図（縮尺500分の1以上）
- ⑨排水計算書
- ⑩工作物設計図（平面図、立面図及び断面図）
- ⑪設置区域の現況を明らかにする写真
- ⑫關係法令の許認可等の写し
- ⑬その他市長が必要と認める書類（代理人が届出を行う場合は、委任状など）

※事業の規模により規定している縮尺で適切に表示できない場合は、当該事業の規模に応じて適切と認める縮尺の図書をもって、代替することができます。

その他

- ①既に着手している太陽光発電設備設置事業の設置区域の近接地において一体的な事業を施行する場合は、その全ての面積を設置区域の面積とします。
- ②変更の届出を行う場合は、地区住民等に対して変更内容及び変更に伴う施行内容等について説明会を行ってください。